

令和 8 年 1 0 月 5 日（月） 関市農業委員会総会

場所： 関市役所 大会議室

令和 8 年 1 0 月 5 日（月曜日） 午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- （１）議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （２）議案第 2 号 事業計画変更に対する意見について
- （３）議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （４）議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （５）議案第 5 号 非農地判断について

○出席委員（19 名）

1 番	伊佐地 真里子 君	2 番	早川 俊也 君	3 番	三輪 眞一 君
4 番	藤井 眞司 君	5 番	西村 三一 君	6 番	奥田 由美 君
7 番	大野 久司 君	8 番	池村 昭浩 君	9 番	土屋 智裕 君
10 番	尾口 育代 君	11 番	足立 武士 君	12 番	後藤 道隆 君
13 番	後藤 孝治 君	14 番	後藤 光一 君	15 番	國光 勝 君
16 番	中島 立美 君	17 番	山田 達史 君	18 番	長屋 浩人 君
19 番	田内 重敏 君				

○委員以外の出席者（3 名）

農業委員会事務局長 山岡 透 君

農業委員会事務局課長補佐 河村 一成 君

農業委員会事務局主事 池村 駿 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、山田会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

（ 会長あいさつ ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

本日は委員全員の出席をいただいております。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。7番 大野委員、8番 池村委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第3条の規定により、8件の申請がありましたので審議を求めるというものです。

1番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は大杉交差点から北に200mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 943㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

2番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は長坂集会所から北西に100mに位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 148 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており季節野菜を栽培するという内容になっております。

3 番の案件

位置図は3ページになります。

申請地は倉知桐谷交差点から北に200mに位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 田 421.59 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

4 番の案件

位置図は4ページになります。

申請地は市立瀬尻小学校から東に200mに位置する

農振農用地区域内の登記地目 田 現況地目 田・畑 2筆 2487 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、水稻、ブルーベリー栽培という内容になっています。

5 番の案件

位置図は5ページになります。

申請地は市立瀬尻小学校から西に500mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2筆 4995 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大するというものでございます。

営農計画書が提出されており、水稻という内容になっています。

6 番の案件

議案は2ページ、位置図は6ページになります。

申請地は関市津保川台公民センターから北に100mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 3筆 3650 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大するというものでございます。

7 番の案件

位置図は 7 ページになります。

申請地は鳥屋市地区公民館から南西に 3 0 0 m に位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 田・畑 3 筆 6 0 9 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、水稻、野菜、果物という内容になっています。

8 番の案件

位置図は 8 ページになります。

申請地は市立博愛小学校から北に 2 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2 1 7 6 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人に財産分与するというもの。

譲受人は、譲渡人から財産分与され、農業経営を開始するというものでございます。

営農計画書が提出されており、水稻という内容になっています。

以上、8 件について、ご審議お願いいたします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、早川委員、ございますか。

○2 番（早川 俊也 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

2 番の案件につきまして、三輪委員、ございますか。

○職務代理（三輪 眞一 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

3 番の案件につきまして、大野委員、ございますか。

○7 番（大野 久司 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

4 番、5 番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11 番（足立 武士 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

6 番の案件につきまして、後藤光一委員、ございますか。

○14 番（後藤 光一 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

7 番の案件につきまして、中島委員、ございますか。

○16 番（中島 立美 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

8 番の案件につきまして、田内委員、ございますか。

○19 番（田内 重敏 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○ 9 番（土屋 智裕 君）

1 番 4 番、5 番、6 番、8 番についてですが、位置関係をみると農振農用地かと思われまして、地域計画が設定されているとすれば、その地域計画との整合性はどのように整理をされたのか教えてください。

○ 農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

地域計画との整合性ということですが、担い手との整合性という意味でよかったですでしょうか。

○ 9 番（土屋 智裕 君）

地域計画で担い手が設定されていたとすると、地域として計画上にいる担い手と実際の担い手との整合性が果たされていないといけないかと思い、確認をさせていただきました。

○ 農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

特に中心的な経営者、担い手が設定されているところではないということを確認しております。

○ 9 番（土屋 智裕 君）

全てということによかったですか。

○ 農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

はい。

○ 議長（山田 達史 君）

その他、質疑のある方はございませんか。

○ 9 番（土屋 智裕 君）

1 番と 6 番ですが、営農計画書がなかったのですが、何を栽培される予定でしょうか。

○ 1 4 番（後藤 光一 君）

6 番ですが、受入は関市と市外でも営農型太陽光発電事業を行っており、今回の案件でも太陽光発電の下に日陰でも育つような作物を栽培すると聞いております。営農型太陽光発電事業を行うと、年に 1 回事業報告をしなければならないと聞いておりましたので、今回、営農計画書がここには添付されないということで私は確認をしました。

○ 農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

1 番、6 番ともにザクロを栽培すると確認しています。

○ 9 番（土屋 智裕 君）

この時点では、営農型太陽光発電の事業をするという前提になってない申請で、ザクロ栽培をするということかと思いますが、この後、また申請があり、栽培する作物の上に太陽光発電が乗るとなると、どのように精査されているか確認したいです。

というのも、収量確保についても基準があるかと思いますが、営農型太陽光発電事業については、今後基準が厳しくなると聞いていますので、掛け込みで申請そして許可となると、許可側にも責任が問われかねないので、そのあたりの見解をお伺いしたいです。

○議長（山田 達史 君）

過去にも、営農型太陽光発電施設という形で、申請が出てきております。

通常は3条申請により所有権移転があり、その後、太陽光発電をするための基礎部分の面積分と電気を集約する電柱部分のみを4条で一時転用申請がされるという形が通常の流れでございます。

作物につきましては、収穫時期になりましたら既定の収穫量を目指すようにということを聞いており、市に報告があると聞いておりますが、事務局で補足をお願いします。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

まず今回の3条申請については、農業のみを行うと確認しております。

仮に、その後、一時転用で申請があった場合ですが、農地取得後3年未経過でも転用が可能なやむを得ないものということで、太陽光発電施設設置等に伴う支柱分の一時転用するものが認められておりますので、やむを得ないものと考えております。

今後の営農状況については、年1回、報告をいただいて確認するということになっております。以上です。

○議長（山田 達史 君）

補足ですが、すでに土屋委員より話がありましたが、営農型太陽光発電も含め太陽光発電施設について、来年から基準や規制が厳しくなるという情報が入っております。

それに伴い、厳しくなる前に出てくる案件もあるのかなと思いますけれども、その辺は何を作付けするのかなど確認・把握したうえで、このような場で審議をしていきたいと思っております。

その他、質疑のある方はございませんか。

○9番（土屋 智裕 君）

3番の案件ですが、何を栽培される予定でしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

露地野菜を栽培するという計画になっております。

○9番（土屋 智裕 君）

このあと5条で隣接地の転用申請が出てきておりますが、同じ世帯員の方がいるので資産保有という目的に該当しないか心配いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（山田 達史 君）

この案件ですが、転用をする部分と農業をする部分と分けをするためのものかと思っておりますが、事務局いかがでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

そのように認識しております。

譲受人については、経営面積が8272.95㎡と営農の実績もございますので、農業するものとして認識しております。

○9番（土屋 智裕 君）

もう1点すいません。2番、4番、8番の案件ですが、水稻を委託しているのであれば主たる従事者の150日要件が達成されないようにも思えるのですが、確認されているのでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

委託されていたとしても、日々の見回りや管理で150日という要件は達成されるものと考えます。

○9番（土屋 智裕 君）

先日、研修を受けた際に3条認定をするうえで、150日ルールの整合性が取れるような計画についての話があり、水稻単独で委託してる場合は厳しいのではないかという話がありましたので、あえて確認させていただきました。

○議長（山田 達史 君）

その他、その他、質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 4 番は、許可することに決しました。

5 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 5 番は、許可することに決しました。

6 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 6 番は、許可することに決しました。

7 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 7 番は、許可することに決しました。

8 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 8 番は、許可することに決しました。

○議長（山田 達史 君）

議案第 2 号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

1 番の案件

議案は 3 ページ、位置図は 9 ページになります。

申請地は長良川鉄道関富岡駅から南西に 9 0 0 m に位置する

現況地目 雑種地 1 7 4 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

譲渡人は、貸家として計画していましたが、諸事情により着手することができなかったところ、譲受人から食品加工業倉庫として使用したいとの申出があったため、事業計画変更となりました。

5条3番と同時承認案件になります。

2番の案件

議案は4ページ、位置図は10ページになります。

申請地は長坂集会所から北に400mに位置する

現況地目 山林 8筆 1522㎡。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地の為、第2種農地と考えます。

工場・駐車場敷地として計画していましたが、諸事情により計画が中止となり、植林として維持管理することとなったため、事業計画変更となりました。

以上、2件につきましてご審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○9番（土屋 智裕 君）

2番の案件ですが、現状山林化していると写真からもわかりますが、目的が植林となっておりますが、木を植えたという行為の確認はどのようにするのでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

植林として管理してきたと申請がありますので、それを遵守するということです。

○9番（土屋 智裕 君）

いづろに、どういう管理をしたのかという確認が必要かと思います。雑木が生えているものを植林とは認めることはできないかと思うので、すでに確認をされているか教えてください。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

確認をしております。

○ 9 番（土屋 智裕 君）

なにが植えられていますか。

○ 農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

樹木の種類までは確認しておりませんが、植林したとは確認しております。

○ 議長（山田 達史 君）

その他、質疑のある方はございませんか。質疑もないようですので、これより採決します。

議案第 2 号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

ご異議も無いようですので、議案第 2 号につきまして、一括して採決を行います。

原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

○ 議長（山田 達史 君）

続きまして、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○ 農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第 4 条の規定による申請が 1 件ありましたので、意見を求めると言うものです。

1 番の案件

議案は 5 ページ、位置図は 1 1 ページになります。

申請地は飛瀬集会所から北西に 3 0 0 m、北に 1 5 0 m と 2 0 0 m にかけて位置する
登記・現況地目 畑 6 筆 3 . 9 3 m²。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、営農型太陽光発電施設（一時転用）でございます。

申請人は、営農型発電施設の売電事業等を営んでおり、営農型太陽光発電施設として使用するというものでございます。

9 月 1 0 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用

の制限の例外基準を満たすものと考えます。

以上、1件について、ご審議お願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明ですが、1番の案件は私の担当地区となります。

6筆ございますが、年1回草刈りをしている状況であり、3条で許可がされた場所です。今回、一時転用で営農型太陽光発電施設ということで申請がされておりますが、問題ないかと思えます。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

○9番（土屋 智裕 君）

栽培される品目は何でしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

サツマイモとなっております。

○9番（土屋 智裕 君）

すでに営農型太陽光発電をされているとのことで、毎年報告があると思いますが、収穫量の要件を満たしているという報告書の裏付けはどのように確認されているのでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

年1回の報告につきましては、出荷伝票等を添付いただいております、地域の農業者の方や専門的な知見を持った方からの意見もいただいて確認をしております。

○議長（山田 達史 君）

その他、質疑のある方はございますか。

○15番（國光 勝 君）

太陽光のパネルの高さの制限などはあるのでしょうか。トラクターなどを入れて栽培しようと思うと、かなりの高さが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山田 達史 君）

栽培する作物によって、パネルの高さが記載されているところや、パネルの傾斜が変えられるようになっているようですが、事務局で補足をお願いします。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

地上より2 m以上となっておりますが、今回は事業者より2.5 m以上の高さが必要としており、最大で3.5 mまで高さが確保するという計画書をいただいております。

農振農用地で令和8年9月18日付で地域計画区域内の一時転用について、地域計画とのすり合わせも確認をしております。

○9番（土屋 智裕 君）

参考写真を確認すると、パネル同士の隙間がないようにみえるのですが、作物が生育するような日照時間等は確保できるのでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

参考写真の作物は日陰で栽培が可能なものですが、今回の申請のサツマイモについては日照が確保できるように、次のパネルまで30 cm以上あけるとなっております。

○議長（山田 達史 君）

先程の話で、高さも2.9から最大3.5 mとのことですので、パネルの角度を調整すれば日差しを確保が可能かと思いますがいかがでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

高さと角度をつけることに加え、次のパネルまでの間を30 cm以上あける計画となっております。

○9番（土屋 智裕 君）

そういった計画が議案に記載されないとわからないので、今後、議案の説明資料の記載について検討いただけると助かります。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

こちらの案件ですが、面積が6052 m²のため3000 m²を超える大規模案件となります。県の常設委員会においても十分指摘を受け対応していきたいと思っております。

○議長（山田 達史 君）

その他、質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第3号について、採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

○議長（山田 達史 君）

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第5条の規定による申請が12件ありましたので、意見を求めると言うものです。

1番の案件

議案は6ページ、位置図は12ページになります。

申請地は長良川鉄道関富岡駅から東に300mに位置する

登記地目 田 現況地目 田・畑 9筆 4755㎡。

農地の区分は、関富岡駅から300m以内にある農地であるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は建築条件付売買予定地（16区画）でございます。

譲渡人は、譲渡人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産の仲介売買業等を営んでおり、建築条件付売買予定地として使用するというものでございます。

9月10日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、3,000㎡を超えているため、都市計画法の許可が必要であります。

2番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は長良川鉄道関富岡駅から北西に400mに位置する

登記・現況地目 田 468㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は戸建賃貸住宅（3棟）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、戸建賃貸住宅（３棟）として使用するというものでございます。

９月１０日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

３番の案件

議案は７ページ、位置図は１４ページになります。

申請地は長良川鉄道関富岡駅から南西に９００ｍに位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 １７４㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。

転用の目的は食品加工業倉庫でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、食肉製品製造業等を営んでおり、倉庫として使用するというものでございます。

９月１０日に現地を確認したところ、雑種地として利用されていますが、転用許可済です。

申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

４番の案件

位置図は１５ページになります。

申請地は関市東本郷公民センターから西に１００ｍに位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 ２筆 １００．４６㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

９月１０日に現地を確認したところ、令和８年６月より雑種地として利用されており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

５番の案件

位置図は１６ページになります。

申請地は倉知西交差点から北に３００ｍに位置する

登記・現況地目 田 ６筆 ２４６４㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。

転用の目的は工業施設用地でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産の売買業等を営んでおり、工業施設用地として販売するというものでございます。

9月10日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

6番の案件

議案は8ページ、位置図は17ページになります。

申請地は倉知桐谷交差点から北に200mに位置する

登記地目 田 現況地目 原野・田 2筆 763.07㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は貸駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、駐車場として整備し、近隣の事業者に貸すというものでございます。

9月10日に現地を確認したところ、2005年1月より一部原野となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、5条7番と一体利用で、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

7番の案件

位置図は18ページになります。

申請地は倉知桐谷交差点から北に200mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 910.27㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は冷凍食品製造販売業駐車場でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、冷凍食品の製造業等を営んでおり、駐車場として使用するというものでございます。

9月10日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、5条6番と一体利用で、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

8 番の案件

位置図は 19 ページになります。

申請地は東海北陸自動車道関サービスエリアから北に 100 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 畑一部雑種地 135 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は自動車修理工場駐車場でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自動車修理工場を営んでおり、駐車場として使用するというものでございます。

9月10日に現地を確認したところ、平成28年より一部駐車場として利用されており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

9 番の案件

議案は9ページ、位置図は20ページになります。

申請地は下之保地区処理施設から東に300 m に位置する

登記・現況地目 田 4筆 999 m²。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの

譲受人は、太陽光発電事業等を営んでおり、太陽光発電施設として使用するというものでございます。

9月10日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

10 番の案件

位置図は21ページになります。

申請地は下之保地区処理施設から東に300 m に位置する

登記・現況地目 田 3筆 999 m²。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は 太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光発電事業等を営んでおり、太陽光発電施設として使用するというものでございます。

9月10日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えま

す。

1 1 番の案件

位置図は 2 2 ページになります。

申請地は関市武芸川事務所から南東に 7 0 0 m に位置する

登記・現況地目 田 3 筆 4 8 4 . 9 1 m²。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は 太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、太陽光など再生可能エネルギー発生装置を用いた発電業務等を営んでおり、太陽光発電施設として使用するということでございます。

9 月 1 0 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

1 2 番の案件

位置図は 2 3 ページになります。

申請地は関市武芸川事務所から東に 3 0 0 m に位置する

登記・現況地目 田 2 筆 9 8 7 m²。

農地の区分は、武芸川事務所から 3 0 0 m 以内にある農地であるため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光を利用した発電所の施設運営業務等を営んでおり、太陽光発電施設として使用するということでございます。

9 月 1 0 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、1 2 件について、ご審議お願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番、2 番、3 番の案件につきまして、伊佐地委員、ございますか。

○ 1 番（伊佐地 真里子 君）

1 番の案件については、草が生えていたため農地パトロールで申請を挙げようと思っていたところでしたが、利用については問題ないかと思います。2 番の案件については、聞き取りにより利用が困難であったことも確認がとれましたので、転用は問題ないかと思います。

3 番の案件については、特に問題はありません。

○議長（山田 達史 君）

4 番の案件につきまして、西村委員、ございますか。

○ 5 番（西村 三一 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

5 番、6 番、7 番の案件につきまして、大野委員、ございますか。

○ 7 番（大野 久司 君）

5 番の案件ですが、畑となっており問題ないかと思います。

6 番、7 番の案件ですが、特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

8 番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○ 1 1 番（足立 武士 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

9 番、1 0 番の案件につきまして、國光委員、ございますか。

○ 1 5 番（國光 勝 君）

今回の申請地については問題がないのですが、今回、分筆がされているのですが、申請地以外の残った土地については、同じような計画が出ているのでしょうか。

○議長（山田 達史 君）

今現在で計画があるか、事務局で把握している話があれば教えてください。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

特に計画は聞いておりませんが、細目書等を確認すればある程度の把握は可能かと思います。

○議長（山田 達史 君）

11番、12番の案件につきまして、田内委員、ございますか。

○19番（田内 重敏 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○9番（土屋 智裕 君）

5番の案件ですが、工場の施設用地とありますが、更地分譲でしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

こちらは準工業地域となりますので、更地分譲でも許可ができるというものになります。

○議長（山田 達史 君）

その他、質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第4号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号 4 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号 5 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号 6 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号 7 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号 8 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号 9 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号 10 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第４号１１番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１２番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第４号１２番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

○議長（山田 達史 君）

議案第５号 非農地判断についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

非農地として判断することについて、審議を求めると言うものです。

１番の案件

議案は１０ページ、位置図は２４ページ、写真は２５ページになります

多良木公園から西に１６０ｍから７００ｍに点在する

登記地目 田・畑 現況地目 山林 ７筆 ３０２７．００㎡。

２番の案件

議案は１１ページ、位置図は２６ページ、写真は２７ページになります。

多良木公園から西に２００ｍから１１００ｍに点在する

登記地目 畑・田 現況地目 山林 ８筆 ２５８８．６１㎡。

以上、ご審議お願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

議案５号について、國光委員、ございますか。

○１５番（國光 勝 君）

申請者は２名とも地元に住んだことがなく、相続により取得された方たちになります。農地ではありますが、何十年も手付かずの状態では農地性はなく、山林化しており申請のとおりか
と思います。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○議長（山田 達史 君）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第５号について、原案のとおり非農地判断することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第５号は、原案のとおり可決しました。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和８年１１月５日（木）

午前９時３０分より関市役所６階大会議室を予定しております。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（三輪 眞一 君）

（挨拶）

午前１０時３０分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

印

7 番

印

8 番

印